■追加審査手数料について（新法への対応）

(1)構造審査

① 申請部分の面積が 500 ㎡以内の構造審査

仕様規定等による構造審査*	25,000
構造計算による構造審査	45,000

■仕様規定等と構造計算が混在する場合は、構造計算による構造審査の手数料とする。
■構造が木造で一貫構造計算プログラム以外の仕様規定等による構造審査については、別途見積りとする。
■構造上の棟の数が2以上の場合は、「②構造上の棟の数が2以上に係る構造審査」手数料と合算する。
＊構造計算の審査が不要である仕様規定等のみの審査又は構造計算に係る図書省略該当物件の審査

(2)省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査

一戸建ての住宅	22,500	
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり
	60,000	3,000

■設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書もしくは長期使用構造等である旨の確認書を提出された場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第8条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定及び低炭素認定）を除く。
■該当する棟毎に適用する。